

平成22年度 和歌山県グリーン購入推進方針

1 趣旨

「和歌山県地球温暖化防止実行計画」に基づき、平成22年度におけるグリーン購入推進方針を次のように定め、環境負荷の少ない物品や役務（以下「環境物品等」という。）の調達を推進します。

2 物品等の要求及び調達に係る基本的事項

- 物品や役務（以下「物品等」という。）の選択に当たっては、価格や品質などに加え、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷を考慮し、経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き、次の環境負荷の低減に向けた配慮をしている物品等を選択します。
 - 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - リサイクルされた素材や部品を多く利用していること。
 - 環境に害を与える物質の使用や放出が削減されていること。
 - 長期使用、再使用、リサイクル等が可能であること。
 - 廃棄の際に、処理や処分が容易であること。
 - 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されていること。
- 物品等の要求及び調達に当たっては、事前に調達の必要性と調達数量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制するとともに、調達後は、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意します。
- 木材資源を使用した製品等については、紀州材を使用した製品等を優先的に選択するように努めるとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に基づき選択するよう努めます。
- 県産品及び和歌山県産の認定リサイクル製品を優先的に選択するよう努めます。
- 絶滅が危惧されている生物種の一部又は全部が使用されている商品を選択しないよう努めます。

3 特定調達品目、重点品目及び調達目標

重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）の品目、判断基準（これを満たすものを以下、「重点品目」という。）及び調達目標を別表のとおり定めます。

4 取組方法

県の機関においては、事務物品等に係る環境物品等の調達を推進するため、次の取組を実施します。

- 物品等の要求
要求機関においては、第2項に掲げる基本的事項に配慮のうえ、次の手順により、エコオフィス推進員が責任を持って、環境物品等を判断し、要求します。
 - 単価契約物品にあつては、物品調達単価表に記載された環境配慮事項を確認すること。
 - 重点品目に係る単価契約外物品にあつては、カタログ、インターネット等で判断基準を満たすことを確認のうえ、その写しを添付すること。
 - 特別な事由により環境物品等を要求しがたいときは、事前に調達機関と協議すること。
- 調達機関の指導等
 - 調達機関において、物品等の単価契約を行うときは、第2項に掲げる基本的事項に沿って環境物品等（重点品目にあつては判断基準を満たす環境物品等）を選択するとともに、物品調達単価表に各環境物品等の環境配慮事項（重点品目にあつては判断基準への適合性を含む。）を明記します。
 - 調達機関は、この方針の趣旨にそぐわない要求については、受け付けないものとします。この場合にあつては、要求機関に対し適切な要求方法を指導します。
- 環境物品等に関する情報
環境物品等に関する情報は、[グリーン購入ネットワーク等のホームページ](#)や事務用品カタログ等から入手することができます。また、エコマーク等の環境ラベルも参考になります。

附 則

この方針は、平成22年5月28日から施行します。